



公正取引委員会の主な広報・広聴活動と課題

令和6年11月12日
公正取引委員会

エンフォースメント ～厳正な法執行による競争の回復～

● 違反事件審査

- 独禁法違反行為に対する機動的かつ効果的な法執行
- 下請法違反行為に対する簡易・迅速な処理

● 企業結合審査

ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査

アドボカシー ～競争環境の整備～

- **ガイドラインの策定** 法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
- **実態調査** 競争制限的な民間慣行の改善
- **規制改革に関する推進・提言**
- **国際連携** 競争政策の国際的収れんの推進
- **国民的理解の増進**

広報・広聴活動が重要な役割を果たす

公正かつ自由な競争の促進を通じた
企業の活力向上、消費者の効用拡大、イノベーションの活性化

国民各層向け

- ア 新聞発表
- イ 事務総長定例会見
- ウ 公正取引委員会委員長と記者との懇談会
- エ 公正取引委員会のホームページ
- オ SNS（X、Facebook、YouTube JFTC Channel）



主に事業者向け

- ア 各種講習会
- イ 独占禁止法等の解説動画等

主に消費者向け

- ア 消費者セミナー
- イ 独占禁止法教室
- ウ 庁舎訪問学習
- エ 一日公正取引委員会



このほか、国民各層から広く意見を聴く
広聴活動も実施

対象

- ・ 広く一般消費者を対象とする。
- ・ 実際は、各地の消費者団体を対象としたり、地方自治体が主催する市民大学の講座を利用するなどしてセミナーを実施。



内容

- ・ 独禁法だけでなく、景品表示法の紹介の要望も多い。
- ・ 説明だけでなく、クイズを用いるなどしている。



実施状況

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
82	49	53	83	88

対象

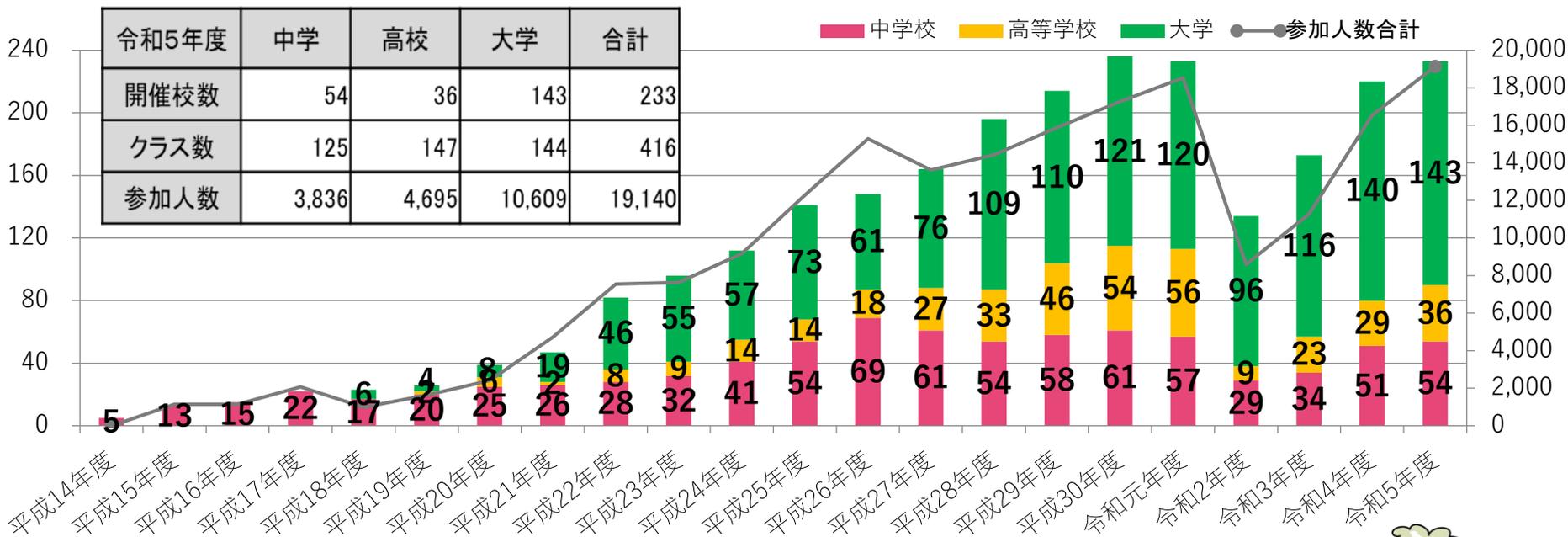
- 平成14年に中学生を対象に開始し、その後高校生、大学生へと対象を拡大。
- 大学生の場合は、公正取引委員会の活動領域の拡大に伴い、法学部以外の学部生にも対象を広げている。



内容

- 大学生向けは講義形式で、独禁法の基本の解説や、先方のニーズを踏まえ特定のテーマで講義を行っている。
- 中学生、高校生向けでは、生徒を飽きさせないように、一方的な講義ではなく生徒側の参加を求める下記のような出し物を実施
 - 生徒を消費者、事業者（販売店経営者）に振り分けて、商品（携帯電話等）の販売方法のアイデアを考えてもらうシミュレーションゲーム
 - 担当教員を審査対象事業者の代表者に見立てた模擬立入検査
- 二次的な広報につながるよう、独禁法教室は報道機関の取材を受け入れている。

実施状況



課題

- コロナ禍で件数が減少したものの、令和5年度はコロナ禍前のピークに戻ったが、中・高等学校の実施件数（特に、高等学校の実施件数）の回復が鈍いため、これらの回復を図る。



対象

- ・ 公正取引委員会は、本局のほか、全国にブロック単位で7か所の地方事務所（一部は支所）があるのみ。
- ・ その他の多くの地域における公正取引委員会の認知度向上のため一日出張所を開き、その地域の事業者、消費者（消費者団体、学生）、行政を対象とする講習会、相談会等を実施

内容

- ・ 独禁法、下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法、官製談合防止法等の講習会
- ・ 各種相談の受付、一日出張所開催場所近くの学校で独禁法教室を実施

実施状況

- ・ 本局及び各地方事務所・支所が年に一度、所在地以外の府県一か所において開催

課題

- ・ 参加者の少ないプログラムがあるなど、必ずしも開催地域のニーズを捉え切れていない
➡ 地方のニーズを踏まえたプログラムとする必要

対象

- 各種報道機関の公正取引委員会担当記者

内容

- 原則として毎週水曜日開催
- その時点における公正取引委員会のホット・トピックスを総長から説明し、質疑応答を受ける。
- 説明、質疑応答の様子は公正取引委員会のホームページに掲載するとともに、公正取引委員会公式X及びFacebookに投稿。



実施状況

- 令和5年度：37回



年間アクセス数

令和3年度 : 約2754万件
令和4年度 : 約3107万件
令和5年度 : 約4429万件

課題

- ホームページに掲載するだけという受け身の広報でなく、必要な関係者に見てもらえるよう積極的な広報が必要。

➡ SNSの積極的な活用

報道発表時にX及びFacebookに掲載することにより、X及びFacebookからホームページへの流入を図る。また、**リポスト機能等**により公正取引委員会の活動に直接興味がない層にも情報内容を伝えることが可能。リポスト等したくなるような、分かりやすく、目に留まる投稿を作成する。



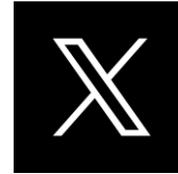
令和5年度 報道発表における報道量ランキング

順位	公表日	案件	報道量
1	令和6年3月7日	日産自動車株式会社に対する勧告について	約24,790
2	9月21日	ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書について	約16,720
3	10月23日	Google LLCらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集について	約15,070
4	11月8日	G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミットの開催結果について	約7,800
5	10月3日	TOHOシネマズ株式会社から申請があった確約計画の認定について	約6,130
6	令和6年3月15日	株式会社ビッグモーター及び株式会社ビーエムハナデンに対する勧告等について	約6,040
7	4月13日	みずほ証券株式会社に対する注意について	約5,940
8	11月29日	「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について	約5,580
9	令和6年2月28日	「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（案）」に対する意見募集について	約4,190
10	令和6年3月4日	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について	約3,860

※日本経済新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、日刊工業新聞の各紙面の文字数（概算）を公取委において集計

媒体

- ア X、Facebook
- イ YouTube JFTC Channel



内容

- ア X、Facebook
 - 事件処理等公正取引委員会の新聞発表はもとより、採用情報、独禁法教室や各種講演会の開催案内等を細かく発信
 - さらに、事件処理の投稿後にその事件で用いられた独禁法の規定の解説を投稿したり、新社会人向けに独禁法や下請法の優しい解説をクイズなども交えながら連載するなどしている。
- イ YouTube JFTC Channel
 - 独禁法、下請法等の説明のほか、優越的地位の濫用行為や法改正など特定のトピックに絞った解説動画も掲載（現在74本）

➡ 以下ではXを対象に説明

実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
投稿数（概数）	402	448	571
フォロワー数	73,303	82,643	86,438
平均インプレッション数	11,077	18,620	12,453
平均エンゲージメント率	2.17%	2.44%	1.97%

- 注1：インプレッション（閲覧）数とは、公正取引委員会の投稿がフォロワーに実際に表示された回数である。フォロワーがリポスト等すると投稿が拡散されることなどにより、インプレッション（閲覧）数が伸びる。
- 注2：エンゲージメント率とは、ある投稿に対しどの程度エンゲージメント（「リポスト」、「いいね」、「リンク等のクリック」等）があったかを測る指標のことである。

外部アドバイスの活用

- ・ 民間のPR会社とアドバイザリー契約を交わし、投稿内容の工夫に係るアドバイスを受けたり、投稿内容の事後検証などをしてもらっている。



改善例① (Xのフォロワーを増やすためのハッシュタグの付け方)

アドバイザーからの指摘

- 公取委の投稿をフォロワー以外のユーザーのタイムライン上に表示させることが重要。公取委の投稿を見たユーザーが公取委のアカウントに興味を持ってくれることで、フォローにつながる可能性が高くなる。
- そのためには、投稿文や画像に関連し、かつ、SNS上での流入が多いワードを投稿文又はハッシュタグに使用することで、フォロワー以外のユーザーの目に付く機会を増やしたほうがよい。

指摘を受けての対応

・カップヌードルの別呼称であり、X上で多く使用されている「カップ麺」、「麺類」をハッシュタグとして使用

・画像はXのアルゴリズム上、文字列としてヒットしないため、投稿に関連し、かつ、X上で多く使用されている「水産物」、「手数料」をハッシュタグとして使用

公正取引委員会 @jftc

【日清食品(株)に対して再販売価格の拘束で警告】
日清食品(株)に対して、カップヌードル等の即席麺を日清食品(株)が提示する価格で小売業者に販売させている行為は独占禁止法違反のおそれがあるとして、警告を行いました。
jftc.go.jp/houdou/pressre...
#再販売価格の拘束 #再販 #カップ麺 #麺類

公正取引委員会 @jftc

■独占禁止法 こんな事例に注意! ■
中部編
漁業協同組合の行為に関して、違反につながるおそれがあるとして注意した事例をご紹介します。
気付かぬうちにやっていますか?
他の事例・活動内容は jftc.go.jp/houdou/pressre...
#水産物 #手数料 #拘束条件付取引

中部事務所
独占禁止法 こんな事例に注意!
・漁業協同組合Aは、組合員に対し、組合員が漁獲した水産物の全量を原則Aに出荷させることを条件とし、A以外に出荷して販売(漁協外販売)した組合員から、漁協外販売に係る売上額に一定率を乗じた額を手数料として徴収していた。(拘束条件付取引)
注意
漁獲した水産物は、原則組合Aに全量出荷すること!
うち以外に出荷販売したら手数料を徴収するよ!
組合員
漁業協同組合A以外に出荷しづらいな...

改善例② (独占禁止法教室に関する投稿)

改善前



公正取引委員会 @jftc

【中・高・大学生向けの独禁法教室】
将来を担う学生に独禁法の意義と役割を理解してもらうために、公取委の現役職員による出前授業を全国で開催中!
社会人として役立つ知識、学んでみませんか?
開催校募集中です★
3月の開催校→jftc.go.jp/houdou/pressre...
独禁法教室の詳細→jftc.go.jp/houdou/kohokat...

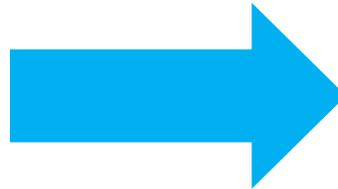
あなたに何いいます
公正取引委員会の出前授業
独占禁止法教室

開催学校 随時受付中!
お近くの事務所等へご連絡ください

講師謝金・旅費・教材費 全て無料

独占禁止法教室って?
市場経済の仕組みや、市場経済における競争の重要性を、身近な事例を中心に紹介する出前授業です。

どんな授業をするの?
中学・高校での授業構成(例)
①座学 ②グループワーク ③寸劇
公正取引委員会職員を講師として派遣し、市場経済の仕組みなどを学んでいただきます。



改善後 (指摘を受けての対応)



公正取引委員会 @jftc

【全国で開催中!中・高・大学生向けの独禁法教室】
公取委の現役職員による出前授業を受けてみませんか?
社会に出る前に、競争の意義、独禁法の役割を学ぶ機会!
社会人として/消費者として役立つ知識です✍️
4月開催校→jftc.go.jp/houdou/pressre...
独禁法教室の詳細→jftc.go.jp/houdou/kohokat...
#授業

講師謝金・旅費・教材費 全て無料!

体験しながら楽しく学ぶ
独占禁止法教室

独占禁止法教室って?
将来、社会に出る学生の皆さんに、市場経済の仕組みや事業者間の競争の重要性、独占禁止法の目的などを分かりやすく説明する出前授業です。

どんな授業をするの?
身近な具体例で説明したり、グループワークや寸劇などを行います。学生の皆さんが参加して、自ら考えていただくことを通じて、楽しく分かりやすく学んでいただけるように工夫しています。講師は、公正取引委員会職員が担当します! ※ 授業構成は、学校の御要望をお伺いした上で決定いたします。

中学・高校での授業構成(例)
①座学 ②グループワーク ③寸劇

開催校 随時、募集中!

お近くの公正取引委員会事務所等へご連絡ください!

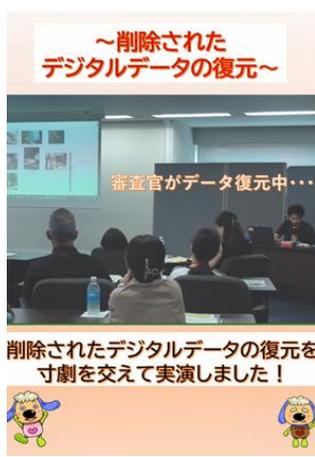
アドバイザーからの指摘

- 学校側は外部に授業を委託するお金がないという情報を得たため、「出前授業のコストは無料」という謳い文句を大きく表示すべき。
- 併せて、授業風景を掲載することで授業のイメージを持ちやすくさせたほうがよい。

改善例③ (公正取引委員会のイベントに関する動画の作成)

アドバイザーからの指摘

- ・霞が関こども見学デーはSNSのネタとして活かせる。
- ・公取委の取組周知のためにも、イベントの様子を動画にしてYouTubeに掲載すると閲覧数など一定数の効果があると思われる。



指摘を受けての対応

- ・令和6年度霞が関こども見学デーの様子を撮影し、ショート動画としてYouTube公取委チャンネルで公開。
- ・YouTube公取委チャンネルで公開しているショート動画の中でも、高評価の数はトップ3に入っている。

令和5年度 インプレッション（閲覧）数ランキング

順位	公表日	案件	インプレッション （閲覧）数
1	10月3日	TOHOシネマズ株式会社から申請があった確約計画の認定について	約681,070
2	5月17日	インボイス制度の実施に関連した注意事例について	約622,500
3	4月13日	みずほ証券株式会社に対する注意について	約319,700
4	9月22日	独禁法注意報（令和4年度における優越的地位の濫用の注意事例（取引の対価の一方的決定（インボイス関連の事例））	約271,100
5	10月2日	令和5年10月のインボイス制度の実施に関連した動画公開	約166,670
6	令和6年3月5日	インボイス制度に関するショート動画公開のお知らせ	約151,330
7	6月10日	下請法本当にあった話（令和3年度における下請法の注意事例（買ったたき））	約141,260
8	令和6年3月12日	コストコホールセールジャパン株式会社に対する勧告について	約136,670
9	令和6年3月19日	株式会社G i oに対する勧告について	約135,240
10	6月1日	クレジットカードの加盟店手数料の配分率の公開について	約115,120

※令和5年度平均インプレッション（閲覧）数：約12,450

多種多様な業界で活躍しているフリーランス及びフリーランスと取引をする発注事業者に、幅広く本法の存在を認知してもらい、理解を深めてもらうため、従来にはない広報活動を実施。

BUSON氏とのタイアップによる広報

イラストレーター兼漫画ブロガーのBUSON（ブソン）氏のオリジナルキャラクター「しきぶちゃん」とタイアップし、以下の広報活動を実施。

- ・ 特設サイトの開設
- ・ インターネット広告の実施
- ・ 公共交通機関における広告掲出
- ・ コンビニエンスストアにおける広告掲載
- ・ BUSON氏のInstagram及びブログにおける本法周知広報のために書き下ろされた、フリーランスの仕事上の「あるある」PR漫画の掲載



(↑特設サイトトップ画像)

SNSの積極的活用

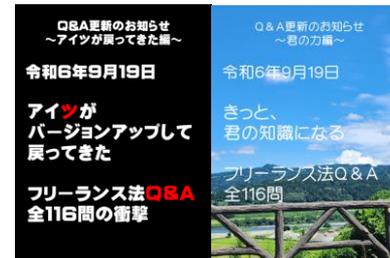
- ア YouTubeを活用した広報を積極的に展開
- 「フリーランス法NAVI」と題して、職員が解説する動画を公開（10月11日時点：17本）。
 - 公正取引委員会初のショート動画を公開（10月11日時点：23本）。
- イ X、Facebookの定期投稿
- 令和5年11月から、毎週火曜日に「フリーランス新法通信」と題して、フリーランス法の規制内容、公正取引委員会のフリーランス法に関するトピックを発信。



↑本法の当事者に向けて注目ポイントを解説した『ここに注目』動画（令和5年12月公開）



↑本法の禁止行為を五七五七七で伝えるショート動画



←Q&Aの更新を周知するX・Facebookの投稿画像

その他

説明会の開催、業界団体への講師派遣を行うほか、パンフレット、広報ポスター等の広報コンテンツの作成、政府広報室と連携した周知を実施。

広報の内容

- ・ 公正取引委員会では、持続的な構造的賃上げを実現するための取引環境の整備の一環として、令和5年11月に内閣官房と連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指針）」を策定
- ・ 労務費転嫁指針についての分かりやすい動画を制作し、労務費転嫁指針の認知度及び理解度の向上を図る



動画の内容

- ・ 労務費転嫁指針の内容を〇×クイズを交えて解説する「ポイント解説動画」
- ・ ポイント解説動画の視聴を促すために1分程度に短尺化した「PR動画」

広報の実施状況

- ・ ポイント解説動画の周知のために、PR動画を用いたWEB広告等による広報を実施中（令和6年11月から令和7年3月まで（予定））
 - ・ 11月は「下請取引適正化推進月間」の一環として労務転嫁指針の広報活動を強化し、テレビ・ラジオ等での広報も実施中
- ※ 上記のほか、政府広報と連携して、交通広告（電車・タクシー）等を実施

- 競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現するためには、個々の企業が独占禁止法コンプライアンスを推進することが重要。
- 公正取引委員会は、企業による独占禁止法コンプライアンスに関する取組を支援する観点から、様々な実態調査等を行い、調査報告書等において、企業による取組の実効性の向上に向けた方策を提示してきた。
- また、昨年12月21日には、これまでの実態調査等の集大成として、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド・カルテル・談合への対応を中心として-」^(注)を公表した。
- 公正取引委員会は、各種セミナー等において上記ガイドについて説明するなど、独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた周知・啓発活動に精力的に取り組んでいる。
⇒一例として、本年9月20日のC P R C公開セミナー「独占禁止法と企業コンプライアンス」に登壇し、講演及びパネルディスカッションを実施した。



(注) ガイドの詳細については、公正取引委員会ウェブサイト (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231221compliance.html>) 参照。

公正取引委員会競争政策研究センター 第53回 公開セミナー 独占禁止法と企業コンプライアンス

9 / 20
(FRI)

13:30~16:00
＜参加費無料＞

公正かつ自由な競争を促進していくためには、独占禁止法の厳正な執行によって独占禁止法違反行為を排除するだけでなく、個々の企業においても、独占禁止法に関するコンプライアンスを推進することにより、競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが重要です。

本セミナーでは、公正取引委員会の職員による説明のほか、企業のコンプライアンスに関して知見のある実務家や、実際にコンプライアンスに取り組む企業の立場の方から御講演いただき、パネルディスカッションを行います。

会場 イノホール&カンファレンスセンター
(東京都千代田区内幸町2-1-1)
オンライン(ライブ配信)同時開催

共催 (株)日本経済新聞社
(公財)公正取引協会
後援 (一社)日本経済団体連合会

申込み

令和6年9月13日(金) 17:00までに、
QRコード又は以下のサイトからお申込みください。
<https://www.jftc.go.jp/training/110/cprcevent.html>

参加申込みサイト



※参加申込み締切り後、オンラインでの参加御希望の方には、お申込みの際に登録されたメールアドレス宛にて、本セミナーに参加するためのURLを送付いたします。
※お申し込みの際に登録された個人情報、公正取引委員会競争政策研究センター事務局が管理し、本セッションの運営に必要な業務に利用いたします。
また、登壇者に参加者名簿として提供することがあります。これらについては、お申し込みにより参加者本人に同意いただいたものとして取り扱われていただきます。

プログラム

- 13:30
開会の辞
大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長
松島清明
- 13:35
「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド・カルテル・談合への対応を中心として-」
公正取引委員会事務局総局経済取引局総務課長
小室尚彦
公正取引委員会事務局総局経済取引局総務課長補佐・弁護士
川島広己
- 13:55
「弁護士から見た独占禁止法コンプライアンス」
日比谷総合法律事務所 代表パートナー弁護士
多田敏明
- 14:15
「住友化学における競争法コンプライアンス体制」
住友化学株式会社 法務部長
上田紘一

- 14:35
休憩
- 14:50
パネルディスカッション
モデレーター
南山大学法学部教授・競争政策研究センター主任研究官
齊藤高広
パネリスト
日比谷総合法律事務所 代表パートナー弁護士
多田敏明
住友化学株式会社 法務部長
上田紘一
東京都立大学都市環境学部都市政策科学科・
東京都立大学大学院都市環境科学研究科都市政策科学域教授
白石賢
公正取引委員会事務局総局経済取引局総務課長
小室尚彦
公正取引委員会事務局総局経済取引局総務課長補佐・弁護士
川島広己
- 15:55
閉会の辞
大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長
松島清明

問い合わせ先 公正取引委員会競争政策研究センター事務局
Tel: 03-3581-1848 E-mail: cprsec@jftc.go.jp

本調査の概要

趣旨・目的：競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現するため、企業の独占禁止法コンプライアンスに関する最新の取組事例等を収集・分析し、企業の独占禁止法コンプライアンスの更なる実効性の向上に向けた方策を提示する。

調査の対象：東証プライム上場企業1,643社等（2024年8月末時点。外国企業を除く。）

調査の方法：ウェブアンケート調査（2024年10月上旬から同年11月中旬にかけて実施）及びヒアリング調査

本調査のイメージ

➤ ①独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用全般のほか、②～④の3点に関し、最近の動きへの対応状況を確認。

①独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用全般

- ✓ 各種法令違反等に関する取組の中での独占禁止法の優先度
- ✓ 「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド」（以下「独占禁止法コンプライアンスガイド」という。）に掲載されている取組の実施状況
- ✓ 独占禁止法コンプライアンスガイドの認知度や同ガイドについての評価
- ✓ 独占禁止法コンプライアンスに関して各企業が重視している取組や各企業における好取組事例
- ✓ 独占禁止法コンプライアンスに関する悩みや課題・障壁

…など

②アルゴリズムによる独占禁止法違反行為への対応等

- ✓ 価格調査・価格設定アルゴリズムの利用に関する独占禁止法上のリスクへの対応状況（社内での議論や注意点の周知の状況等）…など

③労務費等の転嫁に係るコンプライアンス態勢の整備・運用

- ✓ 労務費等の転嫁に向けた社内の管理体制の整備・運用状況や、価格交渉の実施に係るモニタリングの状況…など

④カルテル・談合以外の独占禁止法違反行為（私的独占や不公正な取引方法）に関する取組

- ✓ 法務・コンプライアンス部門等への事前相談や、取引内容・条件の契約書等の書面による明確化に向けた取組の状況…など



調査の結果を踏まえ、独占禁止法コンプライアンスの更なる実効性の向上に向けた方策を提示

※ 実態調査報告書を作成・公表するほか、独占禁止法コンプライアンスガイドの改訂（アップデート）を実施し、公表する予定。

- 独占禁止法違反行為や下請法違反行為に係る個別事件においては、必要に応じて、以下のとおり、命令や勧告と同時に関連業界団体への申入れを行い、業界全体を挙げた独占禁止法等に関するコンプライアンスの取組を促している。

<独占禁止法関連>

【事例1】旧一般電気事業者らに対する件（不当な取引制限、排除措置命令・課徴金納付命令）

公正取引委員会の申入れ

- 以下、**電気事業連合会**に申入れ（2023年3月30日）
 - ✓ 今後、本件違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないよう、同連合会の会員、役員及び事務局職員に対して周知徹底すること

電気事業連合会の取組例（注1）

- 会員各社への周知徹底等のほか、旧一般電気事業者ら等への調査を行うことを決定（2023年3月30日）。
- 弁護士からなる専門チームによる調査の結果等を踏まえ電気事業連合会としての取組（組織体制の見直しや研修の充実化、接触制限ルールの整備、会議体の見直し等を含む。）について検討・決定（2023年9月13日）。

（注1）電気事業連合会の[2023年3月30日付](#)、[同年4月19日付](#)、[同年9月13日付](#)の公表資料に基づき作成。

【事例2】青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件（不当な取引制限、排除措置命令）

公正取引委員会の申入れ

- 以下、**日本旅行業協会**に申入れ（2024年5月30日）
 - ✓ 同協会の会員、役員及び事務局職員に対して、本件排除措置命令の内容を周知すること
 - ✓ 独占禁止法の遵守についての行動指針を作成し周知徹底すること
 - ✓ 独占禁止法の遵守についての研修を実施すること

日本旅行業協会の取組例（注2）

- 弁護士等からなる有識者委員会の助言・提言を踏まえ2024年3月27日付で取りまとめた再発防止策（受託事業に関する研修の新設や「公務を受託する旅行者のための手引き」の作成等を含む。）の適切な実施により、旅行業界におけるコンプライアンスの推進に全力で取り組んでいく旨を公表（2024年5月30日）。

（注2）日本旅行業協会の[2024年3月27日付](#)、[同年5月30日付](#)の公表資料に基づき作成。

- 独占禁止法違反行為や下請法違反行為に係る個別事件においては、必要に応じて、以下のとおり、命令や勧告と同時に関連業界団体への申入れを行い、業界全体を挙げた独占禁止法等に関するコンプライアンスの取組を促している。

<下請法関連>

【事例1】サンケン電気株式会社に対する件（下請法違反、勧告）

公正取引委員会の申入れ（注1）

- 以下、**金型関連業界団体**に申入れ（2023年12月15日）
 - ✓ 会員に、本件をはじめとする下請法違反行為事例を周知し、金型等の無償保管要請に係る下請法違反行為の未然防止に努めるよう促すこと
 - ✓ 取引適正化に資する取組を一層推進すること

日本自動車部品工業会の取組例（注2）

- 会員に対し緊急自主点検を要請（2024年3月15日）
 - ✓ 自ら襟を正し、下請法等の遵守について社内/グループ会社等に周知徹底し、その実践を指示すること
 - ✓ 社内/グループ会社を対象として、違法な商習慣が残っていないか、仕入先からの要請放置・協議拒否をしていないか、明らかな回答引き延ばし等の不適切な行動がないか等の点検について、現場任せにせず、経営トップ等が陣頭指揮を取って進めること

（注1）中小企業庁との連名で申入れを実施。

（注2）日本自動車部品工業会の[公表資料](#)に基づき作成。ただし、サンケン電気株式会社に対する件の際の申入れだけでなく、その後の同種勧告事案や、下記事例2に関連する中小企業庁からの申入れ等、その他の経緯も踏まえて、一連の取組が行われたものである。

【事例2】日産自動車株式会社に対する件（下請法違反、勧告）

公正取引委員会の申入れ（注3）

- 以下、**日本自動車工業会**に申入れ（2024年3月14日）
 - ✓ 会員に、本件をはじめとする下請法違反行為事例を周知し、違反行為の未然防止の取組を促すこと
 - ✓ 今後の価格転嫁に係る法令遵守の在り方について、原価低減要請の在り方等を検討し、業界全体の取引適正化を一層推進すること

日本自動車工業会の取組例（注4）

- 労務費・原材料費・エネルギー費の適切な価格転嫁に向けた方針を決定するとともに（2024年5月23日）、上記方針を踏まえ、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」及び同計画の実効性向上のための「徹底プラン」を改訂・公表（2024年5月31日）。

（注3）中小企業庁との連名で申入れを実施。

（注4）日本自動車工業会の[2024年5月23日付](#)、[同月31日付](#)の公表資料に基づき作成。

広聴活動とは

- 各地有識者を中心とした活動
- 独占禁止法や競争政策の運営に対する御意見・御要望を聴取
- 公正取引委員会の競争政策へ反映



内容（令和5年度実績）

- 独占禁止政策協力委員制度（平成11年～）
- 地方有識者との懇談会（102回）
- 弁護士会等との懇談会（17回）
- 事業者の工場等訪問・懇談（16回）
- 独占禁止懇話会（3回）



地方有識者との懇談会

- ・各地域における経済界代表、消費者代表、学識経験者等との意見交換をし、併せて各有識者の競争政策の理解向上を目的に実施。

独占禁止政策協力委員

- ・全国で約150名の経済関係者学識経験者、消費者代表、報道機関関係者等に委嘱。独禁法等の運用や競争政策の運営に係る意見の聴取を目的に実施。

弁護士会等との懇談会

- ・独占禁止法等に対する弁護士等の認知度の向上、相談・情報収集体制の強化を目的に実施。

事業者の工場等訪問・懇談

- ・現場の事業者の声に耳を傾け、事業者の工場等を訪問し、経営環境や業界を取り巻く経済、社会状況等についての把握を目的に実施。





<https://www.jftc.go.jp> 公取



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel

